

令和3年度事業経過報告

【総務部】

1. 諸規程の整備

連合会から配信される情報を基に必要に応じ規則や規程の検討及び整備に努めた。

今年度は戸籍住民票等請求書取扱管理規程、綱紀委員会規則改定及びインターネット等による総会出席に伴う会則の変更を検討・実施した。

2. 会員連絡及びデータバックアップ等のシステム再構築

会員への連絡は、FAX・月末定期郵便による情報提供のほか、ブログ・メールマガ・ウェブサイトにより情報配信に努めた。

3. ウェブサイトのリニューアル

昨年に引き続き専門家による当会のウェブサイトのリニューアル作業を行っている。今年度の変更分は準備ができたものから運用した。

4. 事務局体制の強化

多様化する業務への対応と効率化のため、現職員の業務分担を見直し、現職員による効率的な運営を行った。

5. 補助者が調査士試験受験を条件とした補助金制度及びアカデミー開校の調査検討 補助金制度及びアカデミー開校につき、会員向けにアンケートを実施した。 引き続き検討に努める。

6. 会員のポイントによる評価体制の検討

千葉会独自の評価体制の検討につき理事会にて検討を行ったが、提案できる内容までに至っていないため、引き続き検討を行う。

【財務部】

1. 役員報酬額の検討

役員報酬額の改定について検討を行った。抜本的な改定には至らなかったものの、理事以上の業務量がある境界問題相談センターちばのセンター長について適正な報酬を支払うことについて検討を行った。

2. 会員親睦の検討

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年助成している千葉会、関東ブ

ロック協議会及び連合会のゴルフ大会の開催が中止となった。

- (2) ゴルフ同好会のみならず、新たな同好会について支部長会や管理系部会などで意見を聴取した。また、新たな同好会発足を望む会員の意見もあり、同好会発足に向けた検討を行った。
- (3) 親睦事業については、まだ明確に見えてこないコロナ禍の影響もあり、具体的な検討には至らなかった。

3. 適正な財務処理

- (1) 令和3年度予算の策定において、大幅な削減を行った予算であったが、各部・各委員会の執行状況を月次ごとに確認し、各事業において効率的な事業執行ができているか注視し、適正な予算執行に努めた。
- (2) 会館の修繕計画を基に会館の維持管理を行い、修繕積立金の確保並びに適正な資産管理を心掛けた。築16年が経過した会館について、エアコン、自動ドア等の修繕を行った。
- (3) 共済制度の安定的な運営について、会員数と事件数の推移を注視することにより、共済基金の健全性を確認した。令和2年度の専門家からの検証結果に基づいた安定性が認められたが、会員数減少や事件数の推移については、引き続き注視の必要性があると考える。
- (4) 各種保険と国民年金基金の紹介
各種保険の紹介をウェブサイトなどをを利用して行った。また、新入会員に対して土地家屋調査士国民年金基金の加入案内を配布することにより、周知と加入促進を図った。

4. 災害対策基金の充実

令和3年度は一般会計及び財政調整積立金から1,100万円の繰り入れを行った。また、積立金を目標額に向け、できるだけ速やかに達成できるよう検討を行った。

【業務部】

1. 表示登記協議会の開催

- (1) 千葉表示登記協議会会則に基づき表示登記協議会を7月と2月の開催に向けて準備を進めたが、コロナ禍において中止となった。開催に向けて会員から寄せられた意見・要望に対し、一人の登記官としての見解との条件付きの回答を意見・要望提出者に提供した。また、表示登記事務の適正、円滑な処理を図るため、今後も取扱いを統一すべき事案については協議・確認を行っていく必要性について、法務局担当者と打合せを行った。
- (2) 支部長会を通じて、各支部と管轄する法務局の支局・出張所との協議会の開

催をお願いし、協議会を開催した支部に対し支部助成金を交付した。

2. 業務に関する企画・立案及び調査・研究

- (1) 官民境界確定業務改善として県土木事務所の要領の改正後について、その取扱いが遵守されるような働きかけを検討したが、コロナ禍もあり実行には至らなかった。
- (2) 調査士法第 25 条第 2 項調査として、法務局に存在する区画整理等の確定図調査の更新作業について法務局と協議を行ったが、コロナ禍もあり実行には至らなかった。
- (3) 事務所経営研究に関する研究として、令和 2 年度に取りまとめた適正な報酬額についての調査研究について、更なる広報を行う予定だったが、効果的な広報活動が検討できず実行には至らなかった。
- (4) 法務局主催のオンライン申請等利用促進委員会へ出席し、全国のオンライン申請状況や千葉地方法務局の支局・出張所のオンライン状況から、法務局とともに未着手会員へのオンライン申請推進の計画を図った。
- (5) G N S S 測量機をリース契約し、会員に貸与する準備を進めた。令和 4 年度に利用者募集を行う。

3. 資料センターに関する調査・研究

袖ヶ浦市保管の基準点・区画整理データについて、木更津支部からの協力員のご協力のもと、データの登録を行った。

また、会員に I D ・ パスワードを発行することにより、一部の地域ではあるが利用できるようになった。

4. 基準点に関する事項

県内市町村と街区基準点についての包括使用承認契約の更新手続きを行い、運用方法及び測地成果への対応に関する情報を収集して、ウェブサイトに公開した。なお、一部の市町村から使用報告がなされていないとのご指摘をいただいた。基準点を使用した場合は、必ず使用報告書を提出していただきたい。

5. 研修体制の充実

- (1) 研修委員会と連携し、業務研修会の企画、研修計画の立案を効率的かつ効果的に行った。コロナ禍においても可能な限り会場での開催を準備したが、第 1 回は動画配信、第 2 回は残念ながら中止となった。
- (2) 受講義務研修となった年次研修を 101 名の会員を対象に行った。

6. 研修会、講演会等の開催

研修名	開催日	参加者数	講師等
第1回業務研修会（動画配信） ①GNSS継続研修 第3回 ②所有者不明土地問題の解消に向けて	配信開始日 R3.10.15	CPD申請 72名 再生回数 第1部 220回 第2部 224回 R4.3.31現在	研修委員会（大畠理事担当） ①講師：鎌田財務部長 ②講師：鈴木連合会副会長
年次研修 連合会会則、千葉会会則に規定されている義務研修 ①職務上請求書の取扱いについて ②土地家屋調査士の懲戒制度と懲戒処分事例 ③グループ討論	第1回 R3.11.24 第2回 R3.12.11 第3回 R4.1.15 第4回 R4.2.2	25名 14名 24名 17名	研修委員会（大畠理事担当）

7. 土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士CPD）制度への対応

- (1) 千葉会・連合会・他調査士会・他業種等主催の研修の参加又は講師へのCPDポイントの付与や管理を行った。
- (2) 専門書等の購読(月間登記情報、民事月報、登記研究、月間測量の年間購読又は土地境界基本実務叢書、土地家屋調査士の業務と制度の購入)についてもCPDポイントの対象となることの広報を行った。
- (3) CPDポイント対象となる社会貢献活動として、無料相談会等の相談員へのCPDポイントの付与や管理を行った。

8. その他研修に関する事項

- (1) 支部で開催された研修に対し助成金を交付した。
- (2) 連合会新人研修への積極的な参加を促した。
- (3) 連合会及び関東ブロック協議会主催事業の情報を会員に紹介し、積極的な参加を促した。
- (4) 他調査士会、他組織の研修会の情報を入手し、会員に紹介することにより会員の自己研鑽を促した。
- (5) 他調査士会、他組織からの講師派遣の要望について、積極的に対応し、土地家屋調査士業務に対する広報活動を積極的に行った。

【社会事業部】

1. 地図の整備等に関する事項

(1) 地籍調査事業関係

令和3年度も千葉県地籍調査推進委員会へ参加した。令和2年度に見直しを行った規程に基づき正副委員長・部会長会議を開催した。また、各部会（普及啓発部会、経営改善部会、技術部会、総務広報部会）ごとに部会が開催され、部会で協議された事業計画を正副委員長・部会長会議において協議承認された。

(2) 地籍調査事業の推進に関する調査・研究

普及啓発部会は自治体に対しアンケートを実施し、地籍調査に対する各自治体の考え方、方針についてまとめた。経営改善部会は地籍調査事業を行っている測量会社に対してアンケートを実施し、歩掛かり等の実態調査を行った。令和4年1月14日に開催を予定していた千葉県主催の地籍調査講習会は、コロナ禍であるため集合型の研修からウェブ配信による研修に変更された。講習会において地籍調査推進委員会が実施したアンケート結果を発表した。

2. 境界紛争解決に関する事項

- (1) 筆界特定制度の研究を行い、筆界特定調査委員を対象とした研修を3月に計画したものの、研修の内容がグループ討論形式を企画していたため、コロナウイルスの感染拡大傾向から次年度に開催することとなった。
- (2) 境界問題相談センターちばの充実・発展を図るため、センターにおいて研究、研修、他会との情報交換を行った。研修はウェブでのライブ配信方式で行われた。
- (3) 法務局の筆界特定制度と境界問題相談センターちばとの連携に関しては、令和2年度に作成した連携に関するリーフレットを今年度は法務局や自治体などに境界問題相談センターちばの運営を通じて配布した。

3. 公共嘱託登記の受託推進及び協会に対する助言に関する事項

公嘱協会と14条地図作成作業の進捗状況、地籍調査事業の推進等について情報交換を行った。

4. 公共・公益に関わる事業の推進に関する事項

(1) 災害協定及び災害に関する研修等

- ① 7月12日に千葉県と弁護士会との災害協定に向けた打合せ会議に「千葉県災害復興支援士業ネットワーク」のメンバーとしてオブザーバー参加した。
- ② 10月27日災害調査協力員に関する研修会を開催し、各支部から代表と

して1~2名の参加者を募り、合計19名が参加した。

③ 市町村で開催されていた防災訓練のイベントに例年協力員を派遣していたが、今年度はコロナ禍を理由に全ての自治体でイベントが行われなかつた。

- (2) 明海大学において「地籍と不動産登記」について、対面講義とリモート講義を実施した。
- (3) 印旛支部（八街北小）、千葉支部（土気南小）、東葛支部（柳沢小）で実施された出前授業に支援を行った。印旛支部では出前授業を行っている八街北小学校より記念事業の企画として人文字撮影の協力依頼があり支援を行った。過去の実績で年間6校の開催を予定しているが、コロナ収束まではこの状態が続くものと思われる。また、県立柏高等学校において土地家屋調査士の職業について講演を行った。
- (4) 2月7日司法修習生に対して調査士制度の研修を行った。
- (5) 7月7日市川市の「住家被害認定業務研修会」に講師を派遣した。
- (6) 11月30日空家対策推進PT委員会を開催し「住まいの終活事業」について情報交換を行い、各自治体に紹介することとした。また、新たに旭市の空家等対策協議会に協議委員を推薦した。

【境界問題相談センターちば】

1. 信頼されるADR制度の構築

- (1) 令和3年度業務研修会では、センターの現状報告、最近扱った事件の紹介及び会員からセンターへの紹介の際のお願いについて研修を行った。
- (2) 令和4年1月22日に法務省矯正研修所効果検証センター原田杏子先生を講師としてお迎えし、「相談者の視点から見直す相談支援活動」と題して、センター相談・調停員研修を行った。新型コロナウイルス感染状況などから参加者全員ウェブ参加とし、質疑応答もウェブ上で行った。

2. 事前相談に対する協力・支援

- (1) 調査士会が実施する「登記相談」との連携を深めた。
- (2) 「プレート」・「ステッカー」・「のぼり旗」を引き続き頒布した。
(新型コロナウイルス感染防止対策として動画をウェブ配信した。)

3. ADR認定資格活用支援

令和4年3月19日に「弁護士が解説！相談者に寄り添う相談対応テクニック」と題して、弁護士土屋孝伸先生を講師としてお迎えし、スキルアップを目的とした研修を行った。新型コロナウイルス感染防止対策として、参加者全員ウェブ参加とし、質疑応答もウェブ上で行った。

4. 他のADR機関との交流など

- (1) 埼玉会が開催したADR研修に「事前相談から見たセンターちばの現状と課題」と題し、講師2名を派遣し研修を実施した。
- (2) 令和4年1月22日相談・調停員研修に、センターやまなしの武井センター長にウェブ参加していただいた（2月19日山梨会研修に講師派遣の予定が中止なったことを受けて）。
- (3) 「ADR代理業務紹介者名簿の更新」に関し、令和4年2月16日に弁護士会と打合せを行った。具体的な更新への手続きについて弁護士会で検討の上、再度打合せを行う予定である。

開設以来の事件数

年度	相談申出	調停申立
平成18年度	1	1
平成19年度	5	5
平成20年度	7	7
平成21年度	6	6
平成22年度	8	6
平成23年度	3	1
平成24年度	4	6
平成25年度	6	3
平成26年度	10	7
平成27年度	10	0
平成28年度	14	18
平成29年度	7	3
平成30年度	9	7
令和元年度	14	7
令和2年度	10	1
令和3年度	15	8
合計	129	86

調停の状況 相談を経由した事件=63件

直接調停を申立した事件=23件

終了	和解成立	21
	相手方応諾拒否	27
	成立見込みなし	14
	申立取下げ	17
	終了の申出	1
継続中		5
相手方の意思確認中		1
合計		86

和解成立までの時間・期日回数

	期間	期日回数
平均	10か月	5回
最大	27か月	9回
最小	2か月	2回

【令和3年度実績】

相談申出15件、調停申立8件（相談を経由した事件7件、直接調停を申立した事件1件）

調停の実績：和解成立1件、相手方応諾拒否2件、成立見込みなし1件、申立取下げ1件

終了の申出0件、継続中5件、相手方意思確認中1件